

災害時における大田区と東松島市との相互応援に関する協定

大田区（以下「甲」という。）と東松島市（以下「乙」という。）との間において、災害時における応急対策及び復旧対策（以下「応急対策等」という。）に係る相互の応援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙のいずれかの地域で災害が発生した場合において、甲又は乙独自では十分な応急対策等ができない場合に、相互に応援することにより、被災地域の応急対策等を円滑かつ迅速に実施することを目的とする。

（要請）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、必要事項を示して応援を要請する。

（協力）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その内容に従ってできる限り応援するよう努める。

（応援内容）

第4条 甲又は乙が行う応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧及び飲料水の供給
- (2) 応急物資（生活必需品等）の供給
- (3) 応急対策等に要する職員の派遣及び資機材の提供
- (4) 被災者及び被災児童の一時受け入れ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による応援として行うことを相当と認めたもの

（輸送）

第5条 応急物資等の輸送は、原則として応援する側が行うものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を要請した側が負担するものとし、その額については甲乙協議の上、定める。

（ボランティアへの支援）

第7条 甲又は乙は、本協定の趣旨に鑑み、個人又は団体から援助の申出があった場合は、その旨を通報するなど、適切な支援が図られるよう努めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

甲と乙とは、本書2通作成し、双方記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年7月19日

甲 大田区
東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区長 松原忠義

乙 東松島市
宮城県東松島市矢本字上河戸36番地1
東松島市長 阿部秀保